

## 貸 金 庫 規 定

株式会社 三十三銀行

### 1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ①公社債券、株券その他の有価証券
- ②預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
- ③貴金属、宝石その他の貴重品
- ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることができます。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ①現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

### 2. (利用目的の確認)

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が前記1に定める範囲を逸脱することができないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用等の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

### 3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 4. (利用料等)

(1) 貸金庫の利用料は、別紙料金表記載の金額により1年分を前払いするものとし、毎年4月20日（銀行休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。なお、当初契約期間の利用料金は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。利用料は、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず口座振替の方法で払戻しのうえ充当できるものとします。

(2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用料を月割計算により返戻します。

### 5. (鍵等の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

## 6. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開閉依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

## 7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

## 8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、鍵前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。

## 9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届け出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届け出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届け出してください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出してください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 10. (印鑑照合等)

貸金庫開閉依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

## 11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、後記13の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記13の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 13. (解約等)

(1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合は、正鍵および印を持参し、当行所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印を失った場合に解約するときは、このほか前記8に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。前記3により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が利用料を支払わないとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えるまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や前記2に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨マネー・ローンダーリング、テロ資金供用、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(1)から(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、前記4の(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に前記4の(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 前記(1)から(3)の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 利用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前記(5)の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

#### 1 4. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。

#### 1 5. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

#### 1 6. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

#### 1 7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2026年4月1日現在

## 【カード型貸金庫追加規定】

カード型貸金庫をご利用の方につきましては次の規定が追加されます。

### 1. (取扱時間)

取扱時間は当行所定の貸金庫営業時間内とします。

### 2. (カードの保管)

当行は借主および借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」(以下「カード」といいます。)を発行します。カードは借主および代理人が保管して下さい。

### 3. (暗証の登録)

借主が貸金庫の開庫に当たって使用する暗証を登録しますので、借主は当行所定の暗証届を当行に提出して下さい。

### 4. (開閉者の確認)

カード・暗証・正鍵により、当行所定の手続に則り貸金庫の開閉がなされた時は、これを借主(正当な契約者、代理人含む)が開閉したものとみなします。尚、この場合、当行は開閉者の性別・年齢等の確認はいたしません。

### 5. (貸金庫の開閉等)

(1) 開庫にあたっては、借主または借主があらかじめ届出た代理人が暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作して下さい。

(2) 停電・故障等によりカードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当行所定の貸金庫開閉依頼書に借主または代理人の氏名及び暗証を記入し、カードとともに提出して下さい。

### 6. (届出事項の変更等)

カードを失ったとき、もしくは毀損したときは直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 7. (カード喪失時等の取扱い)

(1) カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行って下さい。この場合、保証人を求めることがあります。

(2) カードを失った場合または毀損した場合は、カード再発行に要する費用を支払って下さい。

### 8. (暗証照合)

暗証照合機により、カードを確認し暗証照合操作の際に使用された暗証と当行に届出の暗証との一致を確認して、貸金庫の開閉を取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、前記5の(2)の場合に当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉依頼書に記載の暗証と申出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも同様とします。

### 9. (解約等)

(1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵及び届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡して下さい。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

## 10. (譲渡、転貸等の禁止)

カード・正鍵は譲渡、転貸、質入れすることはできません。

### 【貸金庫規定特約事項（全自动貸金庫用）】

生体認証方式の貸金庫カードを申込まれた方に以下の規定を適用いたします。

1. 貸金庫ご利用の際は、第1ゲートで貸金庫カードに記録されている生体情報（指静脈）と、ご利用の方の指静脈のパターンを当行所定の装置を通して照合し、本人確認を行います。
2. 第2ゲートでは、貸金庫カードを当行所定のカードリーダーに通すことにより貸金庫室への入室ができるものとします。
3. 貸金庫室内の閲覧デスクで、貸金庫カードをカード挿入口に差し込み、暗証番号を入力して届出の暗証番号との一致が確認できた場合に貸金庫がご利用いただけます。
4. 指静脈の生体情報は、お客さまが保管している貸金庫カードのICチップだけに保有しており、当行では一切保有しておりませんので、安心してご利用ください。
5. 貸金庫カードは生体情報を保有しておりますので、大切に保管してください。万一貸金庫カードを紛失された場合は、直ちにお取引店までご連絡ください。

### 【貸金庫規定特約事項（自動貸金庫用）】

生体認証方式の貸金庫カードを申し込まれた方に以下の規定を適用いたします。

1. 貸金庫ご利用の際は、第1ゲートで貸金庫カードに記録されている生体情報（指静脈）と、ご利用の方の指静脈のパターンを当行所定の装置を通して照合し、本人確認を行います。
2. 第2ゲートでは、貸金庫カードを当行所定の装置に差し込み、暗証番号を入力して、届出の暗証番号との一致が確認できた場合に貸金庫利用室への入室ができるものとします。
3. 指静脈の生体情報は、お客さまが保管している貸金庫カードのICチップだけに保有しており、当行では一切保有しておりませんので、安心してご利用ください。
4. 貸金庫カードは生体情報を保有しておりますので、大切に保管してください。万一貸金庫カードを紛失された場合は、直ちにお取引店までご連絡ください。

以上

2021年5月1日現在